

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

イ. 金融を取巻くリスクに対するの基本認識

金融の高度化・多様化・グローバル化を背景に銀行が直面するリスクは量的に増大するとともに、質的にも多様化・複雑化している。

本格化するビッグバンの時代において、健全性・収益性に優れた経営体質を実現するためには、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを始めとする経営全般に関わるあらゆるリスク量を的確に把握することが重要となり、取締役会・経営会議等の経営の諸会議を通じた取組みを強化する。

ロ. リスク管理についての当行基本方針

次の2項目を基本枠組みとする：

A. 信用リスクと市場リスクの統合管理とROEマネジメント

信用リスクと市場リスクについては、統合した形で計量化を行い統合的に管理するとともに、計量化されたリスクに対する収益率、すなわちリスク調整後の資本効率である統合ROEで各業務を評価し、収益性の高い分野に焦点を当て経営資源を投入する「選択と集中」を実践し、収益性の向上と財務の健全化を図る枠組み。

【導入：平成10年上期】

B. 流動性リスク管理と円外貨バランスシートマネジメント

邦銀を取り巻く外貨を中心とする流動性の環境が極めて厳しい状況にあることを勘案、調達能力の的確な見極めとそれを踏まえた適正資産規模の策定ならびに計画的な期中運営を行なう枠組み、ROEマネジメントを補完するものとの位置付け。

【導入：平成10年下期】

経営戦略立案との関わりにおいて、リスク管理を、個別の管理面のみでなく、リスク織込み後の採算を算定して部門別のROE運営を行い、また調達能力からバランスシートサイズを決定し運営する枠組みとしている。即ち、リスク管理は、財務内容の健全性を確保した上で部門別ROEによる不採算分野からの撤退と得意分野への注力を判断するための経営基盤としての位置付けを担う。

ハ. 現行中期経営計画の運営との関わり

既に現行の中期経営計画の策定において、上記2つの枠組みが採用されている。

また、期中の運営においても、月次のALM委員会(委員長：頭取 全代表役員出席)にて「ROEマネジメント」ならびに「バランスシートマネジメント」の進捗状況

が報告されており、経営陣のリスク管理への積極的な関与がコミットされる体制となっている。

二．与信運営・管理の強化

信用格付体系を軸とした与信ポートフォリオ運営に移行中であるが、そうしたマクロベース管理の一方で足元を固めるために、今後以下を促進する。

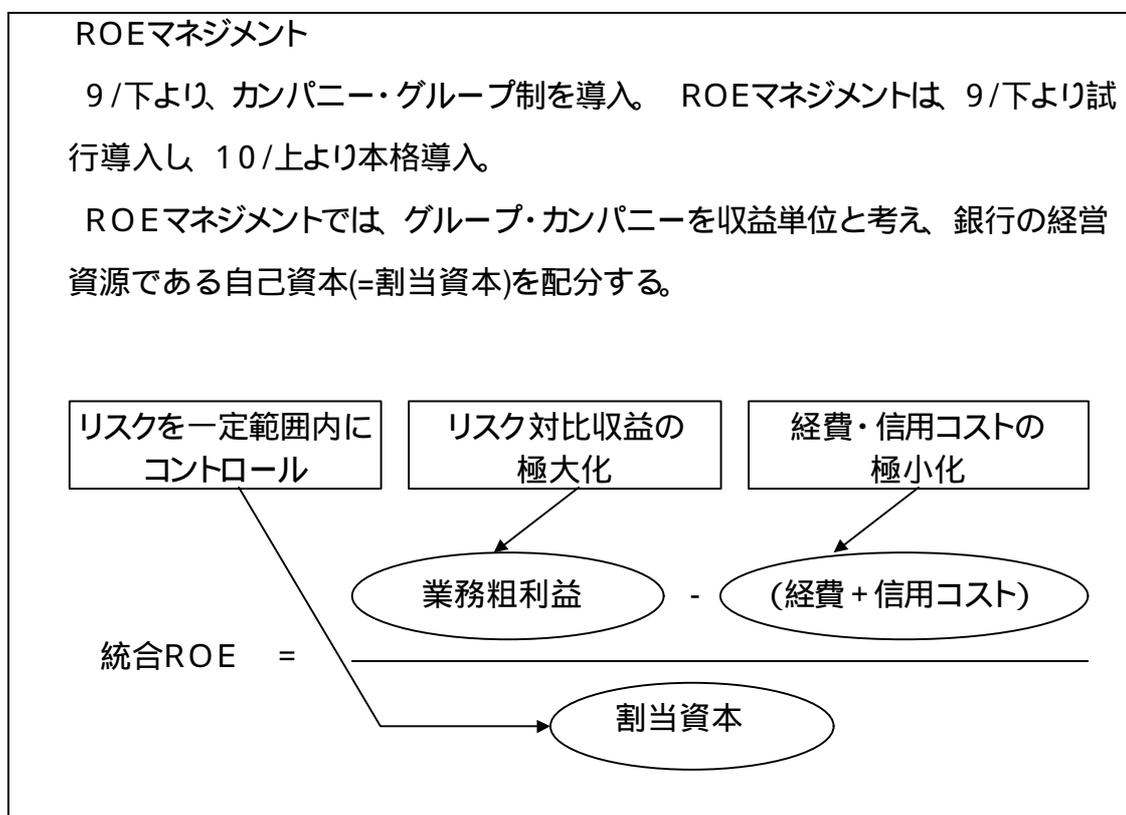
- A. 「稟議の電子化」 ...与信判断基準の整備により、人為的誤謬の極小化
- B. 「与信モニタリング」...事後フォロー体制整備により、債務者の実態把握・予防管理を強化
- C. 「信用格付制度」 ...定性情報の共有等により、信用リスク評価手法の高度化

ホ．非計量リスク

事務システム、法務、不祥事等の非計量リスクについても的確な制御が必要との認識で、各種委員会組織を設置するなど、精力的に対応中である。

また、これら非計量リスクに対して、各種委員会の長への就任、経営会議への定期的報告等により、経営陣の十分な関与がなされている。

(参考)



各カンパニー・グループは、割当資本に対して妥当なレベルにリスクをコントロールしながら業務運営を行うことから、銀行全体のリスクが自己資本でカバー出来るレベルに留まり、安全かつ健全な経営が実現される。

一方、各グループ・カンパニーの成果は割当資本に対する収益の比率で評価。すなわちROEベースのパフォーマンス評価を実施することにより、資本の有効活用を促し、銀行の収益性を高めるという「選択と集中」の実践が可能となる。

バランスシートマネジメント

10/下より、流動性リスクの観点から、円外貨バランスシートに対して、

第1段階：調達能力の的確な見極め

第2段階：これを踏まえた適正資産規模の策定

第3段階：計画的な期中運営

を柱とする「円外貨バランスシートマネジメント」を経営計画策定に同時に導入する体制とした。

収益性という質の面の管理手法であるROEマネジメントを、調達能力/適正資産規模という量の面から補完する管理手法との位置付け。

ALM委員会(委員長:頭取)

10/上からのROEマネジメントの本格導入に併せ、4月より、全行の市場リスク・信用リスク量及び資本との関係、そしてリスクに対する収益率(統合ROE)の報告、ならびに円・外貨の流動性リスクに関しての議論・報告を行う「ROEマネジメント部会」を新たに設置。

ROEマネジメントならびにバランスシートマネジメント(10/下より)を月次でフォローする体制を確立。

ALM委員会は、従来の市場リスクと収益状況の報告ならびに市場性バンキン

グポジションの運営方針の報告・承認を行う従来のパートとの2部制とした。

各種リスク管理の状況

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例（件数・概要）及び将来的な改善策
信用リスク	リスク統括部 融資企画部 資産監査部	<ul style="list-style-type: none"> ・統合リスク管理の一環として信用リスク計量化自行モデルに基づく与信ポートフォリオ管理を推進中 ・ALM委員会(委員長:頭取)「ROEマネジメント部会」で全行信用リスク量や資本との関係、及びリスクに対する収益の状況(統合ROE)を毎月報告 ・支店別与信ポートフォリオの状況についてもパソコンネットワークを活用し審査部で定期的にフォロー、信用リスクの適切なコントロール、リスクに対する収益極大化を指導 ・個別与信先については、信用格付、自己査定 of 定期的な見直しを軸とした予防管理を行い、資産劣化懸念に対し機動的に対応中 ・不良債権発生極小化のため、特に問題与信先については個別 	<ul style="list-style-type: none"> ・ROEマネジメント、カンパニー制、チャネル改革等、業務運営改革に沿った与信ポートフォリオ管理体制整備(組織体制、権限と責任、評価手法等の見直し) ・信用格付・自己査定を軸とした与信運営体制全般の整備と評価手法の高度化 ・クレジットポリシーの明文化、融資稟議電子化による稟議・審査プロセスの標準化とスキルアップ、パソコンネットワーク・統合データベース等活用による本部チェック体制強化による与信基本方針・基本原則の徹底、与信管理能力の向上

		<p>アクションプランを策定し与信圧縮、保全強化等重点的な管理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良債権については回収専門組織を中心とした実回収に加え、流動化、CCPC活用等による圧縮に注力中 ・資産監査部が、自己査定・フィールドレビューを通じ与信運営体制を監査 	
金利リスク	リスク統括部 財務部 為替資金部	<ul style="list-style-type: none"> ・ALM委員会において、円・外貨バンキングのポジション運営方針につき、円貨は決定、外貨は報告 ・特に、円貨バンキングについては、財務部が、金利見通しを踏まえた基本運営方針をALM委員会に付議して同委員会が決定。財務部は、同方針に基づく日常運営(金利予測、リスク把握、ポジション運営)を実施 	
カントリーリスク	リスク統括部 国際審査部 国際企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・国際審査部が、原則年1回見直しの国別評価に基づき国別与信限度枠を設定し、カントリーリスクの総量を管理。また必要に応じ国評価、与信 	<ul style="list-style-type: none"> ・全行横断的な管理体制強化については、引き続き検討

		<p>限度額の見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カントリーリスク重点管理国17ヶ国を選定し、国情急変に対し拠点・本部が一体となり迅速かつシステムティックな対応を行なう仕組みを導入(カントリーリスク予防管理システム)。国情悪化に対しては国別評価の格下げと与信枠の削減、さらにエクスポージャーの圧縮を行なう ・国際審査部にカントリーウォッチャーを設置し、情報収集・分析を実施 	
マーケットリスク	リスク統括部 DC企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市場取引関連リスクに対しては「市場リスク管理規程」を策定 ・取引担当部署(フロント)、事務処理部署(バック)、リスク管理部署(ミドル)の厳格な分離と相互牽制体制を確立 ・収益部門から独立し経営に直結した全行的リスク管理専門部署である「リスク統括部」を設置 ・リスク統括部は、ミドル経由(投資銀行DC 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング業務にかかるサポートシステムの改善

		<p>拠点は市場リスク管理室にて取り纏め)で、全行ベースの市場リスク(VaR)を日次で把握し、月次のALM委員会において、リスク量ならびにリスクに対する収益状況を、ROEマネジメントの枠組みの中で経営宛に報告</p>	
流動性リスク	<p>リスク統括部 財務部 為替資金部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10/下期より 経営計画の一環として「円・外貨バランスシートマネジメント」を実施 ・外貨については「外貨流動性リスク管理規程」に基づき為替資金部と海外拠点が運営 ・手許流動性管理(O/N不足枠・2週間不足枠設定)、予防的管理(期間帯毎の資金ギャップガイドライン設定)等により管理し、緊急時に備えた調達手段(米国債)の確保により補完 ・円貨については「円貨流動性管理について」に基づき財務部が運営 ・当行格付基準別のギャップガイドラインを策定し、保有流動化 	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスク管理上からの要請に基づく担保資産維持・確保について体制整備 ・コミットメントライン管理方法の強化 ・今後のペイオフ導入を睨み、本源的調達手段の在り方検討

		<p>可能資産に裏打ちされた流動性管理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャップ圧縮のための具体策を明示 ・月次のALM委員会において、バランスシートマネジメントのフォローを行なうとともに、その枠組みの中で、円・外貨流動性リスクの状況につき、管理・報告する体制 	
<p>オペレーショナルリスク</p>	<p>事務統括部 検査部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の堅確性向上と効率化を目的とし事務統括部内に事務改革PTを設置 ・事務水準向上、不正事故、EDPトラブル発生防止を目的とし、検査部による年1回の臨店検査体制確立 	<p>< 具体的な検討事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器操作面での対応 <ul style="list-style-type: none"> 処理フローそのもののシステム化 操作ID確認方法の強化 取引権限DB化による権限管理強化 貸借一致確認の自動化による勘定相違防止 融資稟議システムの導入による正確な実行 2. 管理面での対応 <ul style="list-style-type: none"> 管理情報の共有・開示で不正行為を牽制 管理情報の詳細化による事故の早期発見 システムで契約書を事前印刷し改ざん防止

			<p>3. 窓口における事故防止 紙による暗証番号届の廃止 事故情報の詳細化と全店共有化 商品説明資料のシステムサポート</p> <p>・事務リスクを念頭に置いた手続きの見直し結果を次期システムへ反映</p> <p>・予防的検査体制の一層の整備拡充</p> <p>・リスク管理強化の日(毎年1月17日)を基準日とし、コンティンジェンシープランの継続的見直し整備</p> <p>・運用システムのレベルアップによる効率化の推進、コンティンジェンシープランの拡大化</p> <p>・国内円決済の新制度への対応</p>
		<p>・事務水準向上、不正事故 EDPトラブル発生防止を目的とし、検査部による年1回の臨店検査体制確立</p> <p>・災害対策を中心とした緊急時対応マニュアル制定</p> <p>・新外為円決済制度について、事務統括、システム、関連会社にて運用体制を確立</p> <p>・全銀システムの為替決済について事務統括、システム、電算運用室で監視体制を確立</p>	
EDPリスク	システム部	<p>・EDPトラブル発生防止のため、システム部内に専任の品質管</p>	<p>・次期システム開発システムインフラ構築・新業務要件定義</p>

		<p>理セクションを設置し、検査体制を強化、開発途中の工程監査、リリース前の検証会議・確認会議等を実施</p>	<p>等開発中 新業務システムの本格開発着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ管理強化 全行的な情報セキュリティ管理強化(セキュリティポリシー策定等) ・2000年問題対応 1996年より取組み計画通り順調に推移し、基幹システム部分については1998年12月までに完了。全行課題との認識の下、企画部門及び事務部門担当役員を責任者とした「2000年問題対策委員会」を本年1月に設置。各種対策の進捗状況については、月次で経営陣に対して報告を実施
法務リスク	法務部 国際企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・経営判断の適法性確保のため、経営会議・取締役会付議案件等を法務部が事前チェック ・本部各部、営業店からの法律相談を法務部で受け付け迅速に回答 ・新種金融商品開発に際し、貸手責任・説明義務等に配慮した顧 	

		<p>客の立場に立った法的チェック体制整備 (投信窓販に際し、投資商品部と法務部が共管でコンプライアンス体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外拠点にはコンプライアンスオフィサーを設置 ・トラブルの未然防止、迅速・適正な解決の為、各分野毎に高い能力と識見を持った顧問弁護士を確保、緊密な連携体制を整備 	
レピュテーションリスク	<p>法務部 事務統括部 検査部 総務部 融資企画部 人事企画部 関連事業部 広報部 総合企画部 秘書室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理全般を管理する組織として「倫理委員会」(委員長:法務部担当役員)設置 ・倫理委員会下部組織として、経営の健全性確保のため、業務運営の体制全般見直しを目的に「業務運営刷新部会」を設置し、不祥事防止対策を中心に運営中 ・同じく下部組織として「反社会的勢力介入排除部会」を設置し、法令違反疑念の有無を総点検 ・内部情報管理厳正化のため「情報管理委員会」(委員長:検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムガード強化 ・スクリーニングの一層の強化 当行関係会社の開発委託先から当行顧客データが漏洩する

		<p>部担当役員)を設置し、相互牽制並びに管理体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報体制整備の観点から対外広報窓口を広報部に一元化 ・10年4月総合企画部内にIR室を設置し、IR担当役員の配置も実施 ・コンプライアンス体制の充実・強化の為に諸施策を実施(役員講習会、各階層別研修、部店長からの誓約書徴求、関連会社講習会、関連会社コンプライアンス担当セクション及び責任者の明確化) 	<p>事件がありマスコミにも報道された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセス制御による情報管理体制の整備検討
--	--	--	---

(2) 資産運用に係る決裁権限の状況

イ．国内外の一般与信に関する決裁権限

国内外の一般与信に関しては、営業部店の業務推進を所管する部署から独立した審査部が決裁権限を有しており、その体系は、扱後の総与信残高と限界の総与信増加額のいずれか上位の決裁区分(最上位・経営会議決裁～最下位・審査役決裁、営業部店長にも店区分に応じた決裁権限あり)により、案件毎の決裁権限を判定している。

- ・ 総与信残高 = 対象取引先の実行後総与信残高
- ・ 総与信増加額 = 実行後総与信残高 - 実行前総与信残高

ロ．カントリーリスク管理のための国別与信枠に関する決裁権限

カントリーリスクの評価については、当行の評価に外部格付会社等(8機関)の評価を加味し、109ヶ国をSからGの8段階に分類にしたうえで、リスク量が割当資本の範囲内に収束するよう国別与信枠を設定している。

国別与信枠設定方法

国別与信枠は、経営会議の決裁により原則年1回策定するが、必要に応じて随時見直しを実施する。

カントリーリスクの総量を当行自己資本の一定割合に定め、当該リスクを与信額に引き直して各ランクに配分。

リスクが相互に関連する地域を一体管理するため、「地域別ガイドライン」を定める。

特定の国への過度の与信枠賦与を排除する観点から、リスクと経済規模に応じた「国別ガイドライン」を定める。

上記を満たすように国別与信枠を定める。

カントリーリスクに悪化傾向が見られる国に対しては、枠の抑制的な運用、案件の厳選を適宜実施するとともに、リスク悪化の著しい国については評価の格下げと与信枠の削減を行なう。

評価ランクと定義

評価ランク	定義
Sグループ	リスク不安なし
Aグループ	極めて低リスク
Bグループ	低リスク
Cグループ	中程度のリスク
Dグループ	比較的高リスク
Eグループ	高リスク
Fグループ	極めて高リスク
Gグループ	破綻国

カントリーリスク予防管理システム

カントリーリスク管理においては、リスクが顕在化する前段階での対応が極めて重要であることから、カントリーリスクの変化を先取りし、国情急変に対し迅速かつシステムティックな対応(国ランクの格下げ、与信枠の削減・エクスポージャーの圧縮等)を行なうシステムを定めている。

・ツール(国情評価フォローシステム)

政治・経済等日々の情報及び主要経済指標を点数化しカントリーリスクの変化を把握。一定ラインを超えれば国ランクの格下げ、与信枠の削減、エクスポージャーの圧縮等を実施

その他事後フォロー体制

アラーム制度(状況に応じ国情注意、カントリーリスク事前照会対象国指定、与信回避・凍結等の連絡・指示を実施)。

その他注意喚起制度(枠使用率の高い国について、拠点への与信枠使用率の通知等を行い、枠の有効活用・資産の入替え等を促す。)

八．政策投資に係る内外株式・転換社債・ワラント債の買入・売却に関する決裁権限

政策投資株式については、価値評価手法などにおいて、通常の貸出債権と異なる株式固有の特質があるため、専門セクションを設置して主管部署としている。投資の決定に際しては、審査部における対象企業の信用チェックを経て、所定の決裁区分に従い上場・店頭銘柄と非上場銘柄それぞれについての権限体系を定めて、決裁権限を行使している。

- ・上記権限にかかわらず、異例と認められる時は、経営会議に付議を要する。
- ・決裁後の株価変動による取得金額の増加は20%まで許容する。

20%を超えた場合の金額変更は、担当役員・経営会議決裁権限の案件は担当役員権限、部長決裁権限の案件は部長権限とする。

・原則、部長および担当役員決裁案件は経営会議に報告する。

二．有価証券の買入に関する決裁権限について

国内の有価証券の買入に関しては、頭取を委員長とするALM委員会（月1回開催）において、毎月運用方針を策定した後、経営会議で決裁している。個別の投資案件については、上記のALM委員会が策定した方針のもとで、本部職務権限規程に基づき財務部長が決裁している。

また、外貨建有価証券については、国別与信枠の証券枠内において、上場債および市場性ある非上場債を対象に運用しており、所定の決裁区分に従い買入可否を判断している。

・上記の定めにかかわらず、日本政府および日本政府機関債ならびに、同保証付き債券の購入は、部長権限とする。

・上記にかかわらず、ソブリンリスクの証券の買入は「国別与信枠」の範囲内で部長権限とする。

ホ．インターバンク取引に関する決裁権限

インターバンク市場における資金運用については、金融機関毎の資金放出枠を金融法人部ならびに国際営業部の起案に基づき、年1回見直しを原則として経営会議の決裁により定めている。

業務運営上はこの放出枠の範囲内において、円貨資金や外貨資金など取引種類毎の各所管部署が、本部職務権限規程の定めに基づき個別案件の決裁を行っている。

(3) 行内企業格付、ローングレーディングによる管理の状況

イ．信用格付制度について

A．当行の信用格付体系

格付	リスクの程度	債務者格付の定義	自己査定の債務者区分			
1	実質 リスク無	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正 常 先			
2	リ ス ク 僅 少	債務履行の確実性は高い水準にある。				
3	リスク少	債務履行の確実性は十分である。				
4	a	平均水準 比 良 好		正 常 先		
	b					
	c					
5	a	平均水準			正 常 先	
	b					
	c					
6	a	許容可能 レ ベ ル				正 常 先
	b					
	c					
7	平均水準 比 低 位	債務履行は現在問題ないが、財務内容が相対的には低位にある。	正 常 先			
8	予 防 的 管理段階	貸出条件・履行状況に問題、業況低調ないしは不安定等、今後の管理に注意を要する。		要 注 意 先		
9	重 要 管理段階	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。		破 綻 懸 念 先		
10		(実質的に)経営破綻に陥っている。		実 質 破 綻 先		
				破 綻 先		

全体として、10段階の格付体系。

原則として、全ての法人債務者に格付付与。

基本的には、国内外統一の格付体系。(10年下期中目処に統一)

但し、国内外の固有事情を勘案し、

・海外では、カントリーリスクにより個社に適用する格付上限を設定。

・国内では、債務者の集中する中位格付4～6をさらにa・b・cの3段階に細分化。

下位の格付段階は、自己査定の各債務者区分に対応。

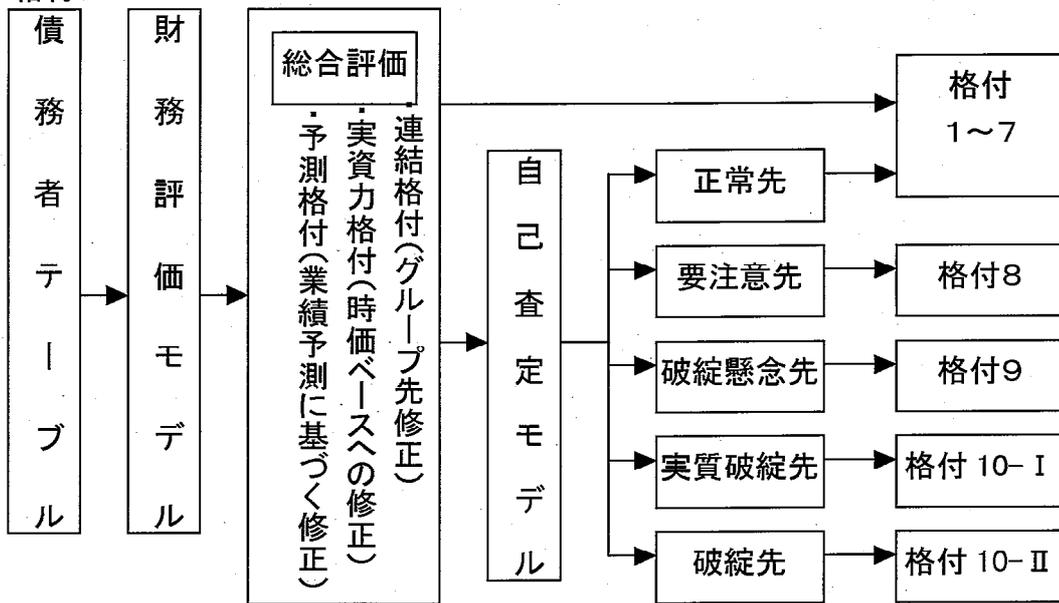
B. 格付評価の考え方

○債務者の債務償還能力を大企業から中堅・中小企業まで同一のモデルで統一的に評価することを目的に財務評価モデルを開発。

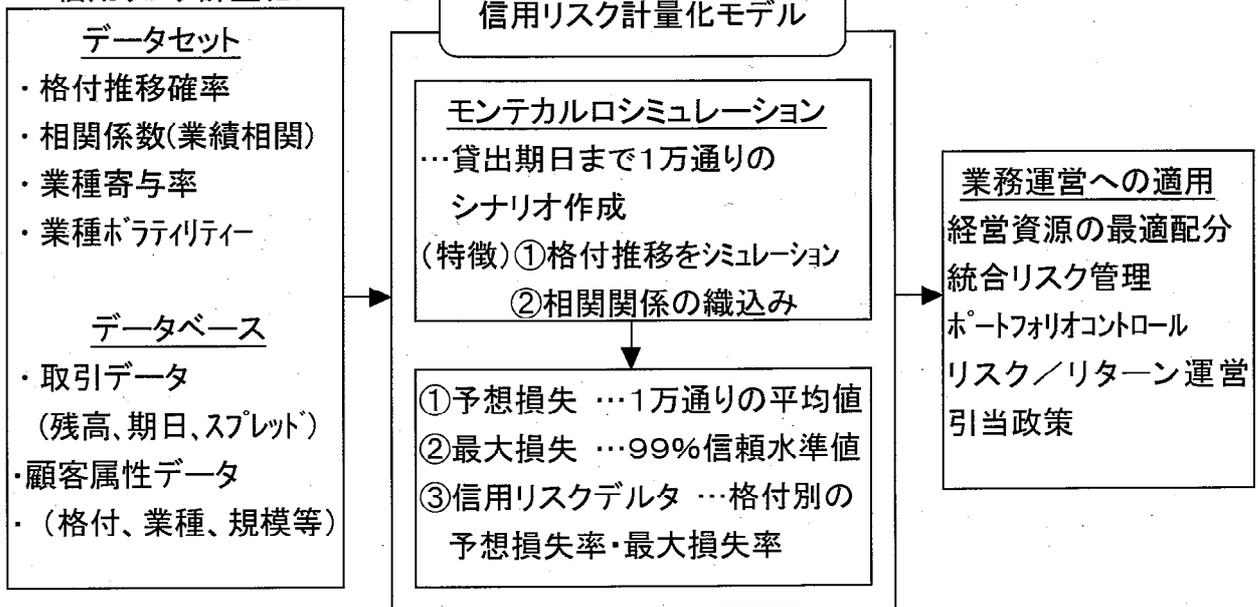
本モデルでは、借入金の本源的な返済原資となるキャッシュフローおよびその蓄積である自己資本を重視。

○単体簿価ベースの財務評価に加え、連結格付(グループ先の格付修正)、実資力格付(時価ベースの格付修正)、予測格付(将来の業績予測に基づく格付修正)を織込んで債務者の信用力を総合評価。

C. 格付フロー

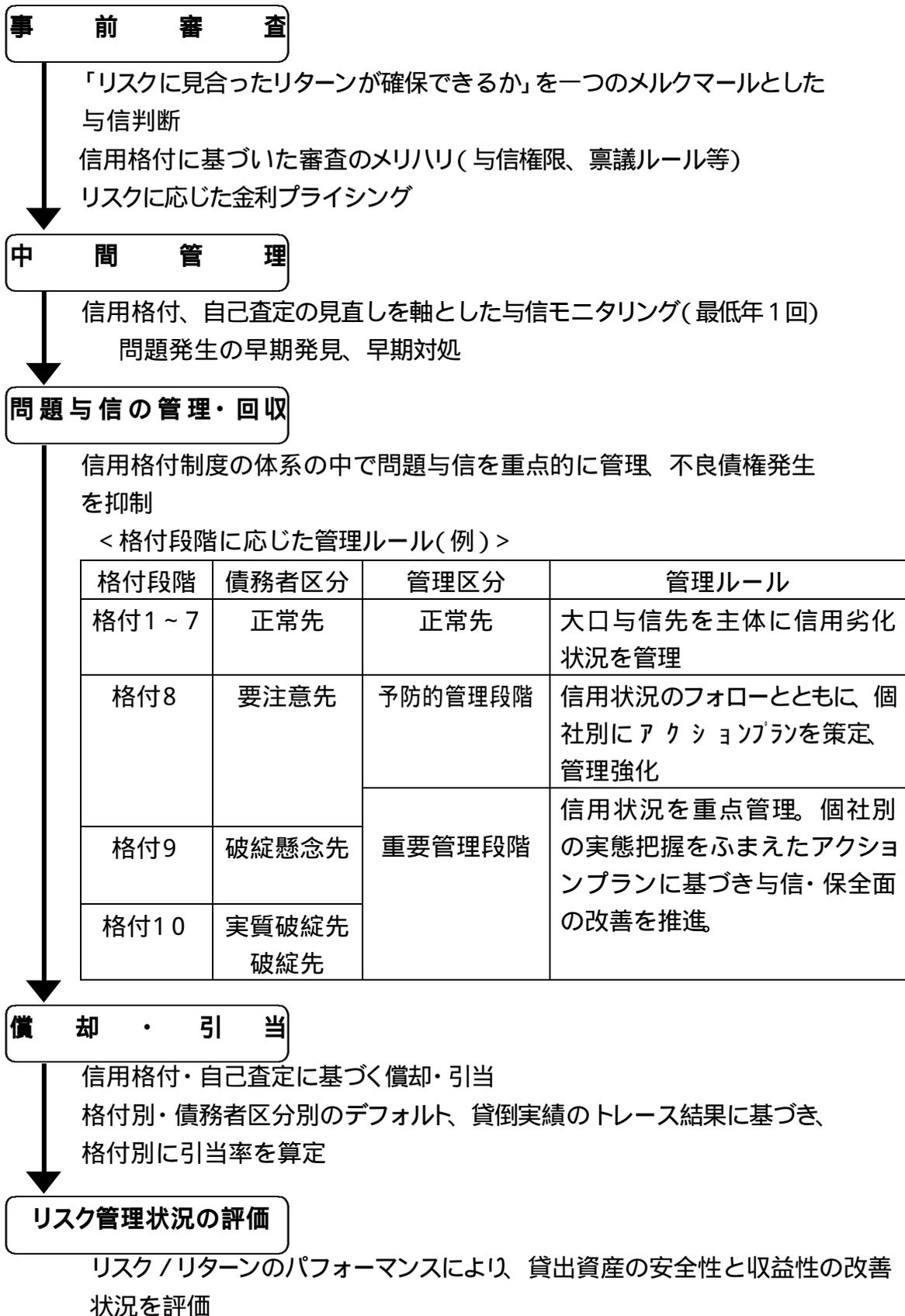


D. 信用リスク計量化について



八．信用格付・信用リスク計量化に基づいた与信管理について

A．個別与信管理プロセス



B. リスク/リターン運営

顧客別採算基準

$$\text{ネットROI} = \frac{\text{粗利益} - \text{経費} - \text{信用コスト}}{\text{貸出残高}}$$

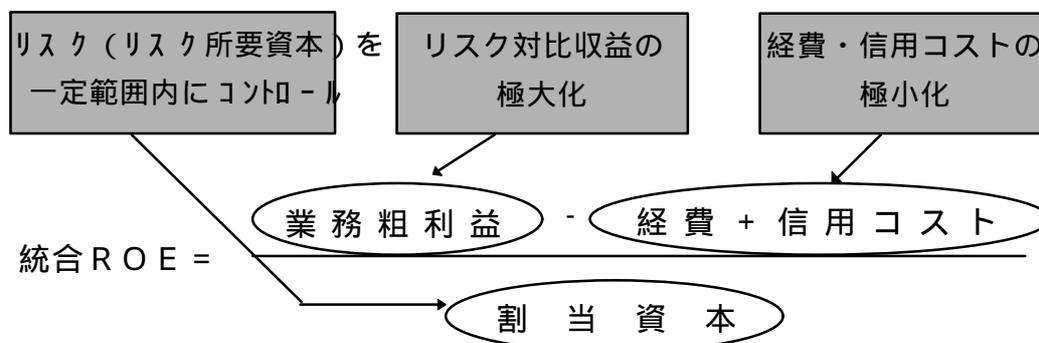
貸出金利・スプレッドガイドライン

$$\text{貸出利鞘} = \text{信用コスト(予想損失額)} + \text{貸出経費} + \text{期待利鞘}$$

C. 与信ポートフォリオ運営

キーワード	安全性	収益性
経営指標	B I S 自己資本比率	公表ROE
評価基準	信用コスト(予想損失額) - 過去データに基づき平均的に発生が見込まれる損失 リスク所要資本(最大損失額) - 予想損失額を超過して発生する最大の損失	統合ROE 分野別に割り当てられた自己資本に対するネット利益の割合
行内運営	「分社への割当資本」 ・自己資本の範囲内でカンパニー・部門に資本(リスクキャピタル)を割当 ・割当資本の範囲内にリスク所要資本をコントロールしているか	「選択と集中」 ・統合ROE目標の経営計画への織込み ・統合ROEの収益率が高い分野に焦点が当たっているか

統合ROEにより、与信ポートフォリオのパフォーマンスを評価



与信ポートフォリオ運営の基本方針

- ・自己資本の一定範囲内に信用リスクをコントロール
- ・リスク/リターン基準に基づく貸出構成の改善
- ・リスク分散(特定の国・業種・債務者グループ等への過度の与信集中を回避)
- ・問題与信先、問題業種に対する貸出の圧縮

(4) 資産内容

イ. 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

11年3月末より金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項に基づき、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」を開示するが、それぞれの残高見込みは次の通りである。

- ・「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」は、自己査定上の「破綻先」及び「実質破綻先」に区分される総与信であり、11年3月末は 分類直接償却後で3,900億円を見込んでいる。なお 分類額の直接償却予定額は7,600億円。
- ・「危険債権」は自己査定上の「破綻懸念先」に区分される総与信であり、11年3月末で9,100億円を見込んでいる。
- ・「要管理債権」は、自己査定上の「要注意先」に区分される与信のうち、リスク管理債権に該当する貸出金残高であり、11年3月末で7,300億円を見込んでいる。
この7,300億円のうち、10年下期に関連ノンバンクを支援することにより、関連ノンバンク向け貸出金4,300億円が要管理債権に新規計上される見込みである。

以上、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計額は20,300億円となるが、これに対する11年3月末の貸倒引当金は8,900億円、これに担保等を加えた保全率は7割程度となる見込みであり、財務内容の健全性は充分確保されるものと考える。

債務者区分別の引当方針については【(5)償却・引当方針】に記載。

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

	11/3月末 見込み (億円)	保全部分を除いた分の引当方針および具体的な目標計数
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,900	自己査定により 分類は全額直接償却、時価依存部分にあたる分類は100%個別引当金を計上する。
危険債権	9,100	担保等により保全されていない部分に対し原則70%以上の引当率で個別引当金を計上する。
要管理債権	7,300	米国基準のSubstandard並みの引当率(15%)で一般貸倒引当金を計上する。
(うち関連ノンバンク)	(4,300)	なお要管理債権の対象となる関連ノンバンクに対しては追加支援を行うが、追加支援は当年度の債権放棄に加え、来年度以降の再建期間に必要な債権放棄額も今期に全額個別引当を行う。
正常債権	343,000	要管理債権以外の要注意先は信用リスクに応じ2つに区分し、平均残存期間を勘案して夫々の倒産確率から算出した予想損失額を一般貸倒引当金に計上する。 正常先については信用リスク計量化による今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上する。

ロ．全銀協統一開示基準

11年3月末のリスク管理債権は、12,800億円と10年9月末比約3,100億円減少し、貸倒引当金引当率は69.5%を確保する計画である。

なお、この計数は会計方針の変更により、分類をリスク管理債権で7,500億円、引当金で7,600億円控除したベースであるが、控除前ではリスク管理債権は20,300億円、貸倒引当金引当率は81.3%となる。

貸出条件緩和債権が、10年9月末比約4,200億円増加するが、これは関連ノンバンク支援に伴い、関連ノンバンク向け貸出金を新たにリスク管理債権に計上することによるものである。

(図表14)リスク管理債権情報(注1)

(億円、%)

	10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
破綻先債権額(A)	4,028	4,187	1,000
会計上の変更により減少した額(注2)	-	-	3,000
延滞債権額(B)	5,924	6,615	2,600
会計上の変更により減少した額(注2)	-	-	4,500
3か月以上延滞債権額(C)	2,167	2,500	2,400
貸出条件緩和債権額(D)	2,633	2,610	6,800
金利減免債権	2,115	2,139	2,070
金利支払猶予債権	145	127	100
経営支援先に対する債権	10	10	4,310
元本返済猶予債権	163	132	120
その他	197	201	200
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	14,754	15,915	12,800
比率 (D)/総貸出	4.21	4.56	3.92
個別貸倒引当金(F)	9,299	9,579	6,600
引当率 (F)/(E)	63.0	60.2	51.6
貸倒引当金(G)	10,440	10,854	8,900
引当率 (G)/(E)	70.8	68.2	69.5

(注1)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上すること。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

(5)償却・引当方針

イ．従来の償却・引当方針

財務の健全性を確保する方針のもと、10年3月期から厳正な資産の自己査定に基づき適正な償却・引当を行っている。資産の自己査定基準及び償却・引当基準は、商法、企業会計原則及び、資産査定に係る事務ガイドライン並びに日本公認会計士協会の実務指針に基づき「経営会議」（代表役員による決裁機関）により策定している。

当行では、厳正な自己査定、及び適正な償却・引当を実施するにあたり、与信ポートフォリオ運営のベースとなる信用格付制度・信用リスクの計量化とリンクした自己査定体制、償却・引当体制を取っている。具体的には、自己査定の債務者区分と整合性のある信用格付制度を定め、また、信用格付制度の格付推移等から算出される予想損失を償却・引当基準に取り込んでいる。

適正な償却・引当の準備作業である資産の自己査定は、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、その安全性・確実性を判定するものであり、厳正な運営を実施しているが、具体的な自己査定体制は次の通り。

A．自己査定体制

自己査定基準

厳正な自己査定を行うためには、債務者の債務（元利金）返済能力に関する要因を総合的に検討し、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）を判定することが必要である。当行では、債務者の区分に当っては、下記の通り、財務データ活用による判定指標と延滞等の与信状況による定量判定に、定性情報等を加味し、総合的に判断し、債務者区分の判定を実施している。

[定量的要素]

<財務データ>

- a. 収益性(キャッシュフロー)
- b. 財務状態(実態資力)
- c. 企業体力測定(実態資力/キャッシュフロー)
- d. 短期支払能力(経常収支比率)

<与信状況>

- e. 貸出条件変更
- f. 延滞期間
- g. 他行返済状況

[定性的要素]

業績改善・悪化度合、金融支援状況等

[最終判定の変更要素]

実質同一債務者、相続による遅延・延滞等

自己査定基準日

自己査定基準日は、各決算日(3月末、9月末)であるが、査定手続き上、各決算日の3カ月前(12月末、6月末)を仮基準日としている。但し、仮基準日以降の与信の大幅増減、債務者の倒産、業況急変等の重要な事実が発生した時は、必要な査定分類の修正を行い、実態を反映した自己査定を実施している。

自己査定体制

営業部店が一義的に自己査定を実施、各審査部門が営業部店の自己査定を検証の上、二次的な査定を実施し、その後審査部門から独立した資産監査部が監査する体制を敷いており、十分な牽制機能が発揮できる体制になっている。

また、内部統制の観点から、資産監査部の担当役員は、営業部門、審査部門の担当役員が兼務できない規定を設けている。

B. 償却・引当体制

償却・引当基準は、商法、企業会計原則及び日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づき策定している。具体的な償却・引当体制は次の通り。

償却・引当基準

行内の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に区分し、その区分毎に償却・引当基準を定めている。

正常先は、信用格付1～7の信用リスク計量化による今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上している。この正常先の予想損失額は、行内の過去5年間分のデフォルトを含めた約30万件の格付推移データに基づき、業種間及び個社間の相関関係も考慮した上で、個々の貸出毎に貸出満期までの格付推移シナリオを1万通り発生させ、現在保有している与信ポートフォリオが被るであろう損失額をシミュレーションしている。予想損失額は、1万通りのシナリオで発生した損失を平均したものである。

要注意先については、信用格付8を要注意先とし、分類債権の貸倒損失から算出される貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上している。この貸倒実績率は、8年1月に行われた大蔵省検査の分類債権について直前決算期までの貸倒損失(直接・間接償却、共同債権買取機構等宛て売却損失、証券化等による毀損額の合計)をトレースし、算定している。なお、特殊性を排除する観点から住専5社への債権放棄、当行関連ノンバンクへの支援損は控除している。

破綻懸念先については、信用格付9を破綻懸念先とし、担保及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、必要と認められる額を個別引当金に計上している。具体的には、債務者の経営状態、事業活動の状態、財務状態、延滞の期間、今後の収益性及び資金繰見通し、再建計画の実現可能性、金融機関並びに親会社等の支援状況、担保・保証による回収可能性等を総合的に判断し、個別引当先と一括引当先にセグメントしている。個別引当先については、分類債権の50%を個別引当金に計上し、また、一括先については、8年1月に行なわれた大蔵省検査 分類の貸倒実績率で個別引当金を計上している。

実質破綻先・破綻先については、信用格付10を実質破綻先・破綻先とし、回収見込み額を控除し、その残額(・分類額)を原則全額貸倒償却するか、個別引当金を計上している。

なお、特定海外債権引当金は、金融監督庁のガイドラインに則り、特定の国、地域を選定し、当該国・地域の政治経済情勢等に起因して生ずることが見込まれるカントリーリスクに対し、特定海外債権引当金を計上している。対象国・地域の選定は、当行独自の評価システムに外部格付機関等の評価を加味し、国別評価ランクを8段階に区分したうえで、下位3区分を特定海外債権引当金の対象国としている。また、引当率は、S&P倒産確率、ソブリン債価格等を参考に決定している。

償却・引当基準日

自己査定結果に基づく、償却・引当実施日は原則各決算日とする。

償却・引当体制

自己査定にリンクして償却・引当額を算出することから、自己査定体制と同様に、営業部店が第一義的に償却・引当額を算定、各審査部門が営業部店の償却・引当額を検証の上、二次的に算定し、その後審査部門から独立した資産監査部が償却・引当額を監査する体制をとっており、十分な牽制機能が発揮できる体制になっている。

経営宛て報告

資産監査部は、自己査定結果、償却・引当結果に関わる重要事項及び資産の健全性検査に関わる重要事項について経営会議に報告する規定になっている。報告事項は、自己査定結果、償却・引当結果及びその内容分析(債務者区分別・業種別・地域別・営業部店別等)、監査結果(誤謬の状況・修正内容等)、営業部店への臨店検査結果(営業部店の自己査定の実施状況・再調査指示状況等)を報告する。また、以上に関し資産監査部は自己査定・償却引当監査報告書を作成する規定になっている。

ロ．公的資金による株式等の引き受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

ビッグバン戦略の展開へ向けた信用力・財務基盤の一層の強化を図るべく、今後の景気後退影響に対応可能な償却・引当を実施し、今年度で不良債権処理を終了させる方針である。

具体的には、金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」を踏まえ、最近の内外景気後退、企業業績の悪化等による将来の予想損失の増加を織込み、要注意先・破綻懸念先の償却・引当基準を策定し、今後の不良債権に対する備えを厚くする方針である。また、それ以外に関連ノンバンクの戦略的活用のため、関連ノンバンクの財務体質を一層強化すべく、追加支援を行い、再編統合を計画している。その他、不良債権の財務上の処理から実態的に処理を促進する観点から、流動化を加速化させるとともに、サービサー会社を設立し、回収処理を強化する方針である。

A．要注意先と破綻懸念先の償却・引当基準

要注意先

要注意先については、3ヵ月以上延滞先と貸出条件緩和先の「要管理先債権」と「その他の要注意先」に区分し、「要管理先債権」は担保等により保全されていない部分に対し15%で引当、「その他の要注意先」は更に信用リスクに応じ2つにセグメントし、それぞれの平均残存期間を勘案した倒産確率から算出した予想損失額を引当てる方針である。

尚、正常先・要注意先の引当率については、前期まで正常先は、行内データに基づく、格付1から7までの倒産確率を使用し、要注意先は、大蔵省検査の分類債権の貸倒実績率を使用するなど、正常先と要注意先の引当率の算出方法が異なっていたが、今回、金融監督庁より公表された「金融検査マニュアル検討会(中間とりまとめ)」の引当基準の考え方を踏まえ、正常先・要注意先の引当率算定方法の統一を行う。

具体的な引当率の算定方法は、次の通り。

- a. 有効財務データを有する法人債務者を対象に、過去5年間に溯って信用格付(10段階)を決定。
- b. 正常先～破綻先まで10段階の格付推移マトリクスを4期間分作成。
- c. bで得られた推移マトリクスよりモンテカルロシミュレーション手法を用いて、3年後の劣化状況を推計。
- d. 3年後の劣化推移率をもとに、正常先は、今後1年間の倒産確率を算定し、要注意先は、平均残存期間の倒産確率を算定する。

「倒産件数」は検査マニュアルを踏まえ、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に劣化した件数を使用する。

破綻懸念先

破綻懸念先についても、要注意先と同様に、最近の内外景気後退、企業業績の悪化等による将来の予想損失の増加を踏まえ、過去一定期間の倒産実績から算出した倒産確率を大幅に上回る引当を行う方針である。具体的には、破綻懸念先の担保等で保全されていない部分に対し原則70%以上の引当を行う。

B. 関連ノンバンクへの追加支援

関連ノンバンクについては、今回リテール戦略の一環として、付随業務等の強化を図るに当たり、関連ノンバンクの業務の絞り込みを行うとともに、財務体質を一層強化するため、短期間で再建を完了させるべく、11年3月期に追加支援を行う。追加支援は、当年度の債権放棄に加え、来年度以降の再建期間に必要な債権放棄額も今期に全額引当を行う計画である。

C. 不良債権の流動化・回収促進

不良債権の財務上の処理から実態的な処理促進の観点から、流動化については、前年度から専門スタッフを設置し、流動化スキームの開発・バルクセールの実施など積極的に取り組んでいる。前年度の流動化実績は約4,000億円、今年度は約1,500億円を実施する計画である。今後は不良債権の格付毎の債権別に多様な流動化手法の開発に取り組み、流動化の対象を破綻先・実質破綻先から破綻懸念先・要注意先まで拡大し、更に流動化を加速させていく。流動化計画は、売却先との価格交渉等もあり変動も有り得るが、現状10年3月期から15年3月期までに累計1兆円以上の流動化を実施する計画である。

回収については、従来から実施している施策に加え、今般のサービサー法制定を受けてサービサー会社を設立する。新会社設立により、銀行本体と関連ノンバンクがそれぞれ実施している回収業務を集約・強化し、回収スキルを向上させ、当行グループ全体の不良債権回収を促進すると同時に、回収業務のローコスト化を行う。

D. 債権放棄に対する考え方

企業から債権放棄を要請された際、その企業を支援せずに破綻させたときの社会的な影響が大きいと判断したときは、下記条件が充足している場合には不良債権をバランスシートから切り離す手段の一つとして債権放棄に応じることがある。

再建計画内容が妥当、履行により再建可能で残債回収がより確実となる等の合理性があること

破綻の場合の当行損害予想額と債権放棄による負担額とを比較考慮し、再建支援の方が相対的に当行負担が軽く、また、当行負担割合が妥当であること

法務セクション並びに顧問弁護士により合法性を確認し経営会議・取締役会での議論等の社内手続を経ること

業績悪化に関して当該企業の経営責任が明確になっていること

E. 従来との償却・引当基準比較

	現行(10年9月期まで)	今年度(11年3月期)
正常先	正常先の信用格付1～7に対し、格付毎の過去5年間の貸倒予想損失率に基づき一般貸倒引当金を計上する。	同左。 ・但し、倒産確率については、金融監督庁検査マニュアルの引当基準の考え方を踏まえ、格付推移マトリックスを見直し、算定。
要注意先	大蔵検査 分類債権の貸倒損失をトレースした貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上する。	要注意先を「要管理先債権」と「その他の要注意先」に区分し、担保等で保全されていない部分に対し、「要管理先債権」は15%で引当、「その他の要注意先」は更に2つに区分し、夫々の平均残存期間の倒産確率から算出した予想損失額を一般貸倒引当金に計上する。
破綻懸念先	破綻懸念先を財務状況・延滞状況・再建計画の確実性等を勘案し、個別先と一括先にセグメントし、個別先については 分類の50%、一括先については、大蔵検査 分類の貸倒損失をトレースした貸倒実績率で個別引当金を計上する。	破綻懸念先の担保等で保全されていない部分に対し原則70%以上の引当率で個別引当金を計上する。
実質破綻・破綻先	・ 分類を原則全額償却・引当	同左。
特定海外債権引当勘定	大蔵省事務ガイドラインに則りカントリーリスクに対し特定海外債権引当勘定を計上する。 当行カントリーリスク評価の評価ランクを基準に対象国・地域を選定し、S&P倒産確率、ソブリン債価格等を参考に引当を行う。	同左。

F. 自己査定体制 償却・引当体制の強化

今後、更に自己査定体制、償却・引当体制に関わる内部統制を強化するとともに、実効性のある監査手法を確立・強化させていく。また、営業部店の査定強化については、

資産監査部の臨店検査拡充等や信用格付制度との整合性を高め、自己査定を日常業務化させていく。

内部統制の強化策としては、誤謬原因の究明により個々に誤謬回避の方策を立案・実施(事務ミスに対するシステム補完、債務者実態をより反映した査定手法等)をするとともに、評価への反映や監査時の問題点指摘等、適切な指導により査定部署の水準向上をはかる。

G. 11年3月期不良債権処理見込みと償却財源

以上の償却・引当方針に基づき、11年3月期は不良債権処理を大幅に増加させ、財務の健全性を一層強化させる。

不良債権処理の具体的内容は、

- ・要注意先への大幅な引当金積み増しを主に、一般貸倒引当繰入で989億円
- ・破綻懸念先への大幅な引当金積み増しを主に、個別引当金繰入で4,500億円
- ・関連ノンバンクの再編統合に伴う追加支援で、2,880億円

等により、合計9,942億円の不良債権処理を見込んでいる。

また、この処理に対する財源として、業務純益2,583億円、株式関係損益131億円、不動産処分益1,000億円、税効果会計による法人税等調整額2,592億円、内部留保取崩3,636億円を計画している。

(図表15)不良債権処理状況 (億円)

	9/3月期実績	10/3月期実績	11/3月期見込み
不良債権処理額(A)	6,275	12,566	11,142
個別貸倒引当金取崩額(B)	1,048	773	1,200
不良債権処理損失額(A)-(B)	5,229	11,810	9,942
一般貸倒引当金繰入	3	17	989
貸出金償却	107	118	1,000
個別貸倒引当金繰入額	1,294	6,046	4,500
CCPC向け債権売却損	699	999	275
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	443	846	106
関連ノンバンク支援損	2,290	3,057	2,880
その他	390	724	192

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表16)不良債権償却原資 (億円)

	9/3月期実績	10/3月期実績	11/3月期見込み
業務純益(一般貸倒繰入前)	2,821	2,954	2,583
国債等債券関係損益	155	449	528
株式等損益	2,408	5,330	131
不動産処分損益		3,019	1,000
内部留保利益		507	3,636
その他(法人税等調整額)			2,592
合計	5,229	11,810	9,942

八．管理部等における管理・回収方策

管理回収部（融資部）にて、倒産先と3ヶ月以上延滞先を所管し、早期処理促進の観点から個社別回収方針・処理策を決定し、その進捗管理並びに訴訟、償却・引当、不良債権の売却等の対応と案件の審査を行っている。

A 回収専門組織「融資渉外室」の設置

- ・回収専一先を営業店から切り離し、回収強化を図るべく本部集中管理の回収専門組織「融資渉外室」を設置。
- ・当初、6年10月40名で発足し部分的に本部集中を実施してきたが、8年7月以降トラブルクレーム先も含めて本部集中先を拡大し、短期間で競売申立等も含めた処理手続を完了させるべく取組中である。
（融資渉外室所管：法的整理先等を除いた全体の約6割）
- ・個社別の回収方針を明確化し、期限を区切った折衝を実施するとともに、特に担保不動産処分については、価格面、権利関係が複雑等の理由で処分が不調の場合は、競売申立等の法的手続を積極的に活用し処理促進に取り組んでいる。
- ・(株)共同債権買取機構宛売却済債権の回収についても、銀行プロパー債権と同様に個社別方針を明確化し、担保不動産処分、競売申立等を積極的に活用し、処理促進に取り組んでいる。

B 倒産延滞債権並びに、担保不動産情報のデータベース化の構築

- ・個社管理の徹底並びに判断業務の効率化の為に各種データベース化を推進中である。
- ・特に、担保不動産について、売却に必要な内容約7,700件をデータベースとして保有し、売却の為に照会等に対応出来るようにするとともに、早期処分促進の為に、関係不動産会社、三井不動産販売等に対する物件情報の提供にも取り組んでいる。

C 不良債権の前倒し処理の為に、流動化スキームの開発と実施

- ・証券化スキームを開発し、競売申立担保付債権並びに法的整理移行済債権の証券化を実施。
- ・売切り型処理の推進の為に、専門スタッフを設置し、競売申立済担保付債権、競売申立予定先の債権、破産等法的整理へ移行済債権等、所謂最終処理策に至っているものについては、競落並びに最終清算配当の前倒し処理の観点から、ローンパーティシペーションによる売却を10年3月期約4,000億円、10年9月期約1,000億円実施済。

- ・不良債権を短期間に大量に処理するためには本手段は有効なので、引き続き売却価格の折合いがつくものについては、積極的に実施していく予定である。

D (株)共同債権買取機構への債権売却の促進

- ・(株)共同債権買取機構設立時より、不良債権の早期処理の観点から売却を促進してきた経緯にある。
- ・今後も、流動化と同様、積極的に売却していきたいと考えている。
- ・また、(株)共同債権買取機構宛売却済債権についても、バックファイナンス残高圧縮のため、今後流動化を実施していく。

E 不良債権回収実績の業績評価体系への組入れ

- ・営業店所管の倒産延滞債権について、回収に対するインセンティブを強化し、回収にドライブをかけるべく、回収実績の営業店業績評価体系への組入れを実施し、全行的に不良債権の圧縮に注力している。

F 自己競落会社の設立

- ・競売物件の競落促進による担保付不良債権の回収促進を図るべく、6年10月自己競落会社「(株)さくら総合管理」を設立、今後とも、積極的に自己競落を行い回収促進を図る。

G 債権回収会社（サービサー）設立

- ・当行は他行に先駆け不良債権を本部に集中し回収専門組織（融資渉外室）による管理回収を行い、回収ノウハウ蓄積を図っており、処理促進に成果を挙げている。
- ・今般のサービサー法制定を受けて、融資渉外室の回収ノウハウの活用を、従来出来なかった関連ノンバンクにも拡大できることとなり、当行グループ全体の不良債権処理促進の為、融資渉外室に関連ノンバンク4社の不良債権回収部門を合体させ、サービサー会社を設立する。
- ・回収専門組織による、より踏み込んだ回収折衝が可能となり、一層の処理促進が可能となる。また、集約による人件費などのローコスト効果を楽しむことができる。

二．行内企業格付ごとの償却・引当の目処

債務者ごとに格付 1 ～ 10 の信用格付を付し与信運営・管理を行っているが、これは自己査定上の債務者区分に対応しており、格付 1 ～ 7 ・その他が「正常先」、格付 8 が「要注意先」、格付 9 が「破綻懸念先」、格付 10 が「実質破綻先・破綻先」となっている。

要注意先以下については、自己査定の償却・引当基準に沿って引当を行っているが、正常先については、信用リスク計量化による信用格付に基づいた倒産確率をベースに今後 1 年間の貸倒損失見込額を算出し、一般貸倒引当金を計上している。

$$\text{貸倒予想損失率} = \frac{\text{（格付別の与信末残 - 担保カバー額 - ローンバ残高）} \times \text{倒産確率}}{\text{正常先の与信末残合計}}$$

過去 1 年間は、金額ベースでは大口倒産があり、損失発生比率は 0.23% であるが、件数ベースでは発生比率は 0.10% であり、貸倒予想損失率の範囲内に収束している。

（図表 17）過去1年間の倒産（件数，億
先 円）

倒産1年前の 信用格付	件数	金額 (損失額)
格付 1	0	0
格付 1 -	0	0
格付 2	0	0
格付 3	1	196
格付 4 a	1	1
格付 4 b	3	21
格付 4 c	10	10
格付 5 a	14	5
格付 5 b	34	21
格付 5 c	58	207
格付 6 a	41	73
格付 6 b	32	14
格付 6 c	20	2
格付 7	18	5
その他	330	69
計	562	624
比率	0.10%	0.23%

（注）その他は、個人及び格付対象外先

(6) 含み損益の状況

債券については、国債を中心に十分な含み益を確保している。今後とも適切な運営を図っていく所存。

株式については、保有目的等を勘案すれば、一時点での状況のみで評価すべきものではないと考えるが、従来から資産効率化の観点から実施してきた売切りについて、当行としては、今後ホールセール事業において、コア日系大企業への取引集中という「事業の選択と集中」を進める過程で、保有株式の売却を推進し、圧縮していく方針。

その他の資産に記載しているデリバティブ取引については、オンバランス資産のヘッジ目的で行なっているものも多く、オン・オフ合算で管理すべきもの。

当行も『ROE管理』の中で、オン・オフ合算で適切な一体管理を行なっている。

(図表18) 含み損益総括表

(億円)

	10/3月末				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	64,493	64,234	259	2,914	3,173
債券	18,313	18,698	385	388	3
株式	33,950	33,478	472	2,453	2,925
その他	12,229	12,057	172	73	245
金銭の信託	2,399	2,398	0	8	9
再評価差額金(注1)	540	2,710	2,170	2,239	69
不動産含み損益(注1)					
その他資産の含み損益(注2)			1,954		

(注1) 再評価差額金には、「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用土地の再評価を実施したものを記入している。再評価を行っていない不動産の貸借対照表価額は763億円である。

(注2) トレーディング取引に含まれるもの以外のデリバティブ取引の評価損益を記入している。尚、上記数字には、損益計上している通貨・金利スワップの経過利息部分3,490億円が含まれている。

(億円)

	10/9月末				
	貸借対照表 価 額	時 価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	66,626	61,872	4,754	2,069	6,823
債券	21,646	22,616	970	971	0
株式	33,247	27,910	5,336	1,005	6,342
その他	11,732	11,344	387	92	480
金銭の信託	1,830	1,823	6	4	11
再評価差額金(注1)	501	2,422	1,921	1,990	69
不動産含み損益(注1)					
その他資産の含み損益(注2)			2,491		

(注1) 再評価差額金には、「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用土地の再評価を実施したものを記入している。再評価を行っていない不動産の貸借対照表価額は733億円である。

(注2) トレーディング取引に含まれるもの以外のデリバティブ取引の評価損益を記入している。尚、上記数字には、損益計上している通貨・金利スワップの経過利息部分3,002億円が含まれている。

株式含み損の処理について

売切りによる処理

株式については、株価変動リスクの回避あるいは選択と集中の観点より、基幹先以外の大企業の政策保有株を主体に、相対で交渉を行い、マーケットへの影響にも配慮しながら売切りを推進してきており、10年度までの過去3年間の売却実績は約5,900億円となっている。

来年度以降も、年間約1,000億円の売切りを行い、年間200～300億円程度の売却損を計上することによって、11年度から14年度までの4年間で約1,000億円の含み損を解消する方針である。

強制評価減による処理

早期処理という観点から売切りの増額も有りうるが、取引先との関係やマーケットへの影響といった問題もあることから、強制評価減の基準の見直しという形で会計上の処理を進める。

具体的には金融監督庁の検査マニュアルも踏まえ、強制評価減の基準を見直すことによって、11年3月期は約760億円、12年3月期には約200億円の株式償却を計上、含み損を前倒して解消する計画である。

時価会計による処理

時価会計導入により、13年度から株式を時価で評価し貸借対照表に計上するとともに、評価差額を税効果を調整の上、資本の部に直接計上することになる。本申請書は時価会計導入を前提に策定しているため、13年度において、財務上、株式の含み損を一掃する計画である。

株式(含む外国株式)含み損の推移

(単位:億円)

	11/3月期 見込	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
株式含み損	5,330	4,830	4,530	0	0

<処理>

売却損	200	300	300	200	200
償却	760	200	0	0	0
評価損失	0	0	0	4,330	4,130
評価差額	0	0	0	2,555	2,437
税効果	0	0	0	1,775	1,693

(注1) 株価は10年9月末の水準(日経平均13,406円)で横ばいの前提

(注2) 評価損失は、実効税率41%で税効果を調整の上、残額を評価差額として資本の部から直接控除している。

(7) 金融派生商品等取引動向

オフバランス取引の想定元本は、金融先物取引の増加を主因として約23兆円増加した。また信用リスク相当額は約3千億円の減少となっているが、これは先物外国為替取引の想定元本減少と9月の為替相場が3月に比べ安定的に推移したこと等による、グロス正の評価益減少が主因と考えられる。

(図表19) オフバランス取引総括表

(億円)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	10/3月末	10/9月末	10/3月末	10/9月末
金融先物取引	419,357	659,273	-	-
金利スワップ	728,459	778,718	13,159	13,825
通貨スワップ	53,974	49,038	5,722	5,513
先物外国為替取引	248,056	200,787	10,069	6,812
金利オプションの買い	190,104	117,529	438	540
通貨オプションの買い	15,583	13,984	432	222
その他の金融派生商品	134,375	200,448	718	721
一括ネットティング契約による与信相当額削除効果	-	-	12,448	12,514
合計	1,789,910	2,019,779	18,092	15,121

(注) B I S 自己資本比率基準ベースに取引所取引、原契約2週間以内の取引を加えたもの。

図表20は、当行本体(連結子会社との取引及びネットティング効果を除く)の国内ブックベースに計数を記載している。また、信用コスト・信用リスク量は、現状暫定的にリスクアセット対比の平均の比率(0.53%と5.89%)によって、格付に係わず一律算定している。

(図表20) 信用力別構成(10/9月末時点)

(億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他(注)	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	14,884	607	2,490	17,981
信用コスト	17	2	5	24
信用リスク量	188	18	59	265

(注) 個人取引(外貨定期)、公表または行内格付がない先(スワップハウス・ファイナンスカンパニーを含む)に対する取引。

株式会社さくら銀行第三回優先株式（第二種）商品概要

1. 株式の種類 株式会社さくら銀行第三回優先株式（第二種）
（以下「本優先株式」という。）
2. 発行数 無額面 第二種優先株式 8億株
3. 発行価額 1株につき 1,000円
4. 発行価額の総額 8,000億円
5. 資本組入額 1株につき 500円
6. 資本組入額の総額 4,000億円
7. 発行方法 株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。
8. 募集を行う地域 募集は行わない。
9. 新規発行による手取金の額及び使途

(1)新規発行による手取金の額

発行総額	800,000,000,000円
発行諸費用の概算額	2,810,000,000円
差引手取金の額	797,190,000,000円

(2)手取金の使途 一般運転資金に充当する。

10. 払込期日 平成11年3月30日
11. 発行年月日 平成11年3月31日
12. 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
上場の予定なし。
13. 本優先株式の内容に関する事項

(1)優先株主配当金

本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）に対しては、優先株主配当金を支払うものとし、その内容については、次のとおりである。

優先株主配当金

- (ア)優先株主配当金 優先株主配当金の額は1株につき年13円70銭とする。ただし、平成11年3月31日現在の本優先株主に対し支払うべき最初の優先株主配当金の額は1株につき4銭とする。

毎年3月末日現在の本優先株主に対し普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、かつ、第一種優先株式（当行第二回優先株式を含む。）を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）および第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）と同順位で、優先株主配当金を支払う。ただし、当該3月末日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

- (イ)非累積条項 ある営業年度において本優先株主に対して支払う株主配当金の額が優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (ウ)非参加条項 本優先株主に対しては優先株主配当金を超えて配当はしない。
- 優先中間配当金 優先中間配当金の額は1株につき6円85銭とする。
中間配当を行うときは、毎年9月末日現在の本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および第二種優先株主と同順位で、優先中間配当金を支払う。
- (2)消 却 当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (3)残余財産の分配 当行の残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および第二種優先株主と同順位で、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては上記1,000円のほか残余財産の分配はしない。

(4)普通株式への転換

本優先株式は、当行普通株式に転換できるものとし、その転換を請求し得べき期間および転換の条件は以下の通りである。

転換を請求し得べき期間

平成14年10月1日より平成21年9月30日までとする。ただし、株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

(ア)当初転換価額

当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「当初転換価額時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額とし、平成14年10月1日以降適用する。

ただし、計算の結果、当初転換価額が155円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、下限転換価額をもって当初転換価額とする。

なお、当初転換価額時価算定期間の終了する日の翌日以降当初転換価額が適用される日の前日までの間に、本号（ウ）に掲げる転換価額の調整の事由が発生した場合には、本号（ウ）の規定に準じて当初転換価額および下限転換価額を調整し、平成14年10月1日以降これを適用する。

(イ)転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで、毎年10月1日（以下そ

れぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額に修正される。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正日前日において有効な下限転換価額を下回る場合は、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ウ)転換価額の調整

A.当初転換価額が適用される日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

ただし、転換価額調整式により算出される転換価額が、当行の普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合は、当行の普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換又は新株引受権の行使のされ得る証券を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行の日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該発行される証券の転換価額又は新株引受権の行使価額がその発行日又は割当日において確定しない場合には、調整後転換価額は、転換又は新株引受権の行使のされ得る最初の日の前日に、発行される証券の全額が転換又はすべ

ての新株引受権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- B.ただし、本号 (ウ)に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に、本号 (ウ)に掲げる転換価額の調整事由が発生した場合には、本号 (ウ)の他の規定にかかわらず、本号 (イ)に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正日以降にこれを適用するものとし、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- C.本号 (ウ)A.の各項目に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- D.転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし本号 (ウ) A. ii)ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。時価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- E.転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、次に定める日における当行の普通株式の発行済株式数とする。
- i)株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- ii)その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日
- F.転換価額調整式で使用する1株あたりの払込金額とは、(a)本号 (ウ)A.i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額。)、(b)本号 (ウ)A.ii)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(c)本号 (ウ)A.iii)の時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権の行使され得る証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

(I) 下限転換価額の調整

本号 (ウ)の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上、適用して同様の調整を行い、本号 (ウ)C.の規定により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、本号 (ウ)B.に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

(オ) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(カ) 転換により発行する株式の内容

株式会社さくら銀行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

(キ) 転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 三井信託銀行株式会社証券代行部
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(ク) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求に要する書類および本優先株券が前記(キ)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

普通株式への一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった本優先株式は、平成21年10月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は155円のいずれか高い金額を下回る場合は、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当金

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月末日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月末日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- (5) 議決権条項 本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 新株引受権等 法令で定める場合を除き、本優先株式については株式の併合又は分割は行わない。本優先株主には新株の引受権又は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

以上